

# **社会保険倶楽部**

## **事務取扱マニュアル**

**( 令和 7 年度 )**

**社会保険倶楽部**

TEL 03(5434)8761    FAX 03(5434)8762

E-mail    aal95950@nyc.odn.ne.jp

# 目 次

|      |                             |    |
|------|-----------------------------|----|
| I    | 会員及び会費の取り扱い                 | 1  |
| 1    | 会員の資格                       | 1  |
| 2    | 会費の額及び納入方法                  | 2  |
| 3    | 会員の状況報告                     | 2  |
| 4    | 会員記録の整備                     | 2  |
| II   | 事業実施に伴う事務処理方法               | 3  |
| 1    | 古稀の祝賀                       | 3  |
| 2    | 名誉会員の推挙等                    | 3  |
| 3    | 古稀に該当する会員についての事務処理          | 3  |
| 4    | 会員の慶弔及び災害見舞                 | 4  |
| 5    | 会報の発行                       | 4  |
| 6    | 会員名簿の作成                     | 5  |
| III  | 支部長等の交替                     | 5  |
| IV   | その他                         | 5  |
| 様式 ① | 入会申込書・退会届書                  | 6  |
| 様式 ② | 支部変更届書                      | 7  |
| 様式 ③ | 会員の状況調                      | 8  |
| 様式 ④ | 会員死亡報告書                     | 9  |
| 様式 ⑤ | 会員の被災状況報告書                  | 10 |
| 様式 ⑥ | 支部長等の交替報告書                  | 11 |
| 参考 1 | 社会保険倶楽部事務取扱マニュアルに基づく緒手続き一覧表 | 12 |
| 参考 2 | 届出様式①及び②の使用例について            | 16 |

# 社会保険倶楽部「事務取扱マニュアル」

はじめに

社会保険倶楽部の事務取り扱いを円滑に行うため、「事務取扱マニュアル」を作成しましたので、このマニュアルによって事務を行うようお願いいたします。

## I 会員及び会費の取り扱い

### 1 会員の資格

- (1) 入会の手続きは、規約の定めるところにより、本人からの様式①の入会申込書によって行ってください。

なお、会員が2支部以上の支部に所属することとなったときは、本部会費と支部会費を併せて納入する支部(= 主たる支部)と支部会費のみを納入する支部(= 従たる支部)を選択し、その旨をいずれかの支部に本人が届け出ることとします。

- (2) 退会の手続きは、様式①の退会届書によって行ってください。

また、2支部以上の支部に加入している会員が当該届書を届け出る場合、その旨をいずれかの支部に本人が届け出ることとします。

なお、会費未納により会員資格を失う取り扱いは、会費納入が年度末の3月31日を超え、1年間以上滞ったときにできることとなりますが、その前に本人に対し、退会の意思の確認を行ってください。

- (3) 住所の変更、転勤等により所属支部を変更する場合は、様式②の支部変更届書により新旧いずれかの支部に届け出るようになります。

本部会費を納入する支部を変更する場合も同様です。

注) 2支部以上の支部に加入する(している)会員が、様式①及び様式②の届け出をする場合は、いずれか一つの支部に届け出ることとし、届け出がされなかった支部には、本部から「写し」をFAXすることとします。

FAXを受理した支部では、会員データについて「加入」、「退会」及び「住所変更」等必要な処理を行ってください。

- (4) 会員の資格関係の取り扱いについては、前記(1)から(3)のとおりで、

この申し込み・届出は本人、又は、その代理の方が行うことが原則ですが、電話等によって連絡があった場合は、支部事務局において作成してください。

- (5) 諸般の事情により会員名簿の発行を中止していますが、会員データの把握のため、前記(1)から(3)の届出があった場合には、その都度、本部にその写しを送付(FAXで可)してください。

## 2 会費の額及び納入方法

- (1) 本部会費の額は、事業計画で定められた額(本年度は1,500円)とし、支部会費は、各支部で定めた額とします。

なお、平成23年度から名誉会員に推挙される年齢が88歳に引き上げられたことに伴う会費にかかる経過措置は、平成30年度をもって終了しております。

- (2) 会費は、本部及び支部の会費の合計額を支部に納入します。この場合2支部以上に所属する会員の本部会費は、本部会費を納入する支部として選択した支部(主たる支部)に納入することになります。

- (3) 支部は、世話人会終了後なるべく速やかに本部会費を取りまとめ、本部に納入してください。会員から遅れて納入があった場合についても、ある程度取りまとめて追加して本部に納入してください。

- (4) 会費の振込先は、次のとおりです。

|      |                                             |
|------|---------------------------------------------|
| 銀行名  | 三井住友銀行 日比谷支店                                |
| 口座番号 | 普通預金 2073230                                |
| 口座名  | 社会保険倶楽部 事務局長 <small>よね だ えい じ</small> 米田 英次 |

## 3 会員の状況報告

支部は、8月1日現在の会員の状況を様式③により、9月中旬までに本部あて報告してください。

## 4 会員記録の整備

支部は、会員の入退会、会費納入状況等の記録を整備しておくこととします。

## Ⅱ 事業実施に伴う事務処理方法

### 1 古稀の祝賀

#### (1) 対象者

前年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に満70歳に達した会員で、会員期間が10年以上の方が対象となります。

(本年度は、昭和29年4月1日から昭和30年3月31日までに生まれた会員)

#### (2) 祝賀方法

社会保険倶楽部世話人代表からの祝詞及び記念品の贈呈により祝意を表します。本部では、これらの品を5月中旬に各支部(2支部以上に所属する会員分については、本部会費を納入することを選択した支部＝主たる支部)に該当者分を一括して送付します。

#### (3) 伝達方法

支部長より、支部総会等適宜な日を選んで、伝達してください。

### 2 名誉会員の推挙等

#### (1) 対象者

##### ① 名誉会員

本年度中に満88歳を迎えた会員(昭和12年4月1日から昭和13年3月31日までに生まれた会員)で、会員期間が10年以上ある方は、世話人代表により名誉会員に推挙され、規約の規定により、本年度以後の会費の納入は不要となります。

##### ② 長寿会員祝賀

事業見直しにより長寿会員祝賀は、令和元年度から廃止されています。

### 3 古稀に該当する会員についての事務処理

- (1) 本部において、前年度の2月中旬までに各支部の会員の中で本年度に祝賀を受けることとなる見込みの会員の氏名をリストアップし支部に送付します。

本年は、令和7年1月23日付で各支部あて通知しています。

- (2) 各支部においては、リストの内容を点検して、該当漏れ、不該当、或いは、記載内容の誤り等については、訂正のうえ、2月末日までに本部

に返送してください。

- (3) 各支部から連絡のあった該当者に伝達の日までの間に、所属支部の変更、住所の変更等があった場合は、速やかに本部まで連絡してください。

#### 4 会員の慶弔及び災害見舞

##### (1) 祝 賀

会員の叙勲、受章、又は、著しい功績等について、支部において祝賀行事を行う場合は、世話人代表の祝電を贈呈します。

この場合、祝賀会員の氏名、日時、場所等を本部まで連絡してください。

##### (2) 弔 慰

会員が死去されたときは、世話人代表からの生花を供え、弔意を表します。(平成23年度から弔電は打たないことになりました。)

支部においては、速やかに電話連絡をするほか、様式④によりFAXを送ってください。

なお、本部では、様式④の報告により、会員データの整理及び会報の訃報欄への掲載を行っています。

生花は、支部において手配(一基のみ)してください。支部で手配済みの場合は、その旨を様式④の所定欄(有・無)の有に○を付けてください。

生花の代金については、業者が発行する、金額、振込銀行名、口座名、口座番号を記載した請求書を本部まで送ってください。

なお、生花代として、概ね15,000円を予算計上しています。

また、喪主等からの連絡が遅れて葬儀に生花を供えられなかったときは、生花代に替えて世話人代表より喪主あて供花料(10,000円)を送ります。

##### (3) 災害見舞

激甚災害に指定された地域内に住所を有し、「被災者生活再建制度」の対象となる災害で被災した会員へ見舞金を支給します。

支部においては、会員の被災状況が確認された場合、速やかに電話連絡をするほか、様式⑤によりFAXを送ってください。

本部から支部を経由して見舞金を支給します。

#### 5 会報の発行

- (1) 事業計画に基づき、会員相互の親睦と情報交換を図るため、年2回(7月及び1月に)会報を発行します。なお、ホームページに過去の

会報を8回分掲載しています。

- (2) 支部は、会報・ホームページへの掲載のため、支部行事、会員消息等を本部に積極的に寄稿してください。

寄稿に関する原稿(写真を含む)は、それぞれ発行月(7月及び1月)の前々月の月末までに送付してください。

なお、ホームページへの寄稿は、随時受付ていますので送信ください。

- (3) 本部では、会員に会報・ホームページへの掲載のための随筆、写真、体験記事等の寄稿を依頼することがあります。

## 6 会員名簿の作成

- (1) 諸般の事情により発行を中止します。

- (2) 各支部においては、入会、退会、支部変更等会員の異動、届出内容の変更について、その都度本部に報告してください。(本部でも会員データの整理を行っています。)

- (3) この場合の報告は、入会、退会、支部変更については、会員からの届書の写しを送付することとし、その他の変更については、適宜な方法によって報告してください。

- (4) 本部においても直近の会員データを把握しておくこととします。

## Ⅲ 支部長等の交替

- (1) 支部長の交替があったときは、様式⑥により新旧支部長の氏名及び交替年月日を本部まで報告してください。

- (2) 支部選出の世話人の交替があったときは、様式⑥により新旧世話人の氏名及び交替年月日を本部まで報告してください。

## Ⅳ その他

各支部から本部への事務連絡には、<sup>(エーエーエル)</sup>aa195950@nyc.odn.ne.jp を活用してください。本部からも必要に応じて各支部への連絡をEメールで行うこととします。

## 入 会 申 込 書

## 退 会 届 書

|               |                                 |       |
|---------------|---------------------------------|-------|
| (ふりがな)<br>氏 名 | 生年月日<br>(西暦 19 )<br>大正・昭和 年 月 日 | 出 身 地 |
|               |                                 |       |
| 自宅住所 〒        | TEL<br><br>( )                  |       |
| 勤 務 先         | 役職名                             |       |
| 所 在 地 〒       | TEL<br><br>( )                  |       |

| 2 支部以上<br>に加入する<br>(している)場合 | 加 入 す る 場 合                         |                              | 退 会 す る 場 合                         |                              |
|-----------------------------|-------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
|                             | 主たる支部<br>(本部会費と支部会費と<br>を併せて納入する支部) | 従たる支部<br>(支部会費のみを<br>納入する支部) | 主たる支部<br>(本部会費と支部会費と<br>を併せて納入する支部) | 従たる支部<br>(支部会費のみを<br>納入する支部) |
|                             | 支部                                  | 支部                           | 支部                                  | 支部                           |
|                             |                                     | 支部                           |                                     | 支部                           |

上記のとおり 入 会 を申し込みます。  
退 会 を届出します。

令和 年 月 日

社会保険倶楽部 支部

支部長 殿

ここに記載の情報を「社会保険倶楽部個人情報保護方針」に定める「利用目的」に掲げる事業を実施する場合に限り利用することに同意します。

## 支 部 変 更 届 書

|               |           |                                 |       |
|---------------|-----------|---------------------------------|-------|
| (ふりがな)<br>氏 名 |           | 生年月日<br>(西暦 19 ) 年 月 日<br>大正・昭和 | 出 身 地 |
| 変<br>更<br>前   | 自宅住所<br>〒 | TEL<br>( )                      |       |
|               | 勤 務 先     | 役職名                             |       |
|               | 所在地<br>〒  | TEL<br>( )                      |       |
| 変<br>更<br>後   | 自宅住所<br>〒 | TEL<br>( )                      |       |
|               | 勤 務 先     | 役職名                             |       |
|               | 所在地<br>〒  | TEL<br>( )                      |       |

|                  |                            |                                     |                              |   |                                     |                              |
|------------------|----------------------------|-------------------------------------|------------------------------|---|-------------------------------------|------------------------------|
| 支<br>部<br>変<br>更 | 1 支部のみ加入<br>で変更する場合        | 変 更 前                               |                              | ⇒ | 変 更 後                               |                              |
|                  |                            | 支部                                  |                              |   | 支部                                  |                              |
|                  | 2 支部以上<br>に加入、又は<br>変更する場合 | 変 更 前                               |                              | ⇒ | 変 更 後                               |                              |
|                  |                            | 主たる支部<br>(本部会費と支部会費と<br>を併せて納入する支部) | 従たる支部<br>(支部会費のみを<br>納入する支部) |   | 主たる支部<br>(本部会費と支部会費と<br>を併せて納入する支部) | 従たる支部<br>(支部会費のみを<br>納入する支部) |
| 支部               |                            | 支部                                  | 支部                           |   | 支部                                  |                              |
| 支部               |                            | 支部                                  | 支部                           |   | 支部                                  |                              |

※ 本部会費を納入する支部を変更する場合も、この様式を使用してください。

上記のとおり 支部変更 を届出します。

令和 年 月 日

社会保険倶楽部 支部

支部長 殿

ここに記載の情報を「社会保険倶楽部個人情報保護方針」に定める「利用目的」に掲げる事業を実施する場合に限り利用することに同意します。

## 会 員 の 状 況 調

| 支 部 名                            | 支部                     | 令和 年 8 月 1 日現在                                       |              |                                                        |                  |
|----------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------|------------------|
| 区 分                              | 当該支部のみに<br>所属する会員<br>① | 2 支部以上に所属し<br>当該支部を本部会費<br>を納入する支部とし<br>て選択した会員<br>② | 小 計<br>① + ② | 2 支部以上に所属し<br>当該支部を支部会費<br>のみを納入する支部<br>として選択した会員<br>③ | 合 計<br>① + ② + ③ |
| (1) 正 会 員 数                      | 人                      | 人                                                    | 人            | 人                                                      | 人                |
| (2) 名誉会員数                        | 人                      | 一                                                    | 人            | 一                                                      | 人                |
| (3) 会 員 数<br>正会員＋名誉会員<br>(1)＋(2) | 人                      | 人                                                    | A<br>人       | 人                                                      | B<br>人           |
| (4) 会費納入対象者<br>(1) 正 会 員         | 人                      | 人                                                    | C<br>人       | 人                                                      | D<br>人           |

※ 1. Aは、本部から支部に会報等を配布する数の基準数とします。

2. Bは、8月1日現在の会員数(その後の異動は除く)となります。

3. Cは、本部会費納入対象者基準数となります。

4. Dは、支部会費納入対象者基準数となります。

参考までに、(a)本部会費を除く支部のみの正会員会費の額と、(b)支部倶楽部担当の方の氏名をお知らせください。

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| (a) 本部会費を除く支部のみの正会員の年会費 | 1 人当たり 円 |
| (b) 支部担当者氏名             |          |

令和 年 月 日

## 会 員 死 亡 報 告 書

支部名 \_\_\_\_\_ 支 部

死亡会員名・年 齢 \_\_\_\_\_ (満 歳)

死 亡 年 月 日 令和 年 月 日

葬 儀 等

通 夜 令和 年 月 日 時

告 別 式 令和 年 月 日 時

(ふりがな)  
場 所 名 称  
( 会 場 )

住 所

Tel \_\_\_\_\_ ( )

(ふりがな)

喪 主

(続 柄)

※ 生花については、支部にて手配してください。(一対ではなく「一基」をお願いします。)

支部での生花手配の有無

有

無

※ 生花は、「社会保険倶楽部 世話人代表 <sup>こうだ まさたか</sup> 幸 田 正 孝」名義をお願いします。

※ 供花料（１万円）の送付の場合は送付先の住所・氏名を記入してください。

(送付先の住所) 〒

(送付先の氏名)

令和      年      月      日

## 会 員 の 被 災 状 況 報 告 書

支部名 \_\_\_\_\_ 支 部

当支部の会員が被災したので、下記のとおり報告します。

### 記

(被災した会員の住所・氏名)

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

(激甚災害指定の名称等)

(記載例：令和○年○月の台風○号による災害  
令和○年○月の大雨による災害 等)

(被災状況)

家屋の被害 ※ 該当する被害に○をしてください。

全      壊

半      壊

一部損壊

床上浸水

床下浸水

令和 年 月 日

## 支 部 長 等 の 交 替 報 告 書

支部名 \_\_\_\_\_ 支 部

当支部の支部長等が交替したので、下記のとおり報告します。

記

(支 部 長)

旧支部長 \_\_\_\_\_ ⇒ 新支部長 \_\_\_\_\_

交替年月日 令和 年 月 日

(支部選出世話人)

旧世話人 \_\_\_\_\_ ⇒ 新世話人 \_\_\_\_\_

交替年月日 令和 年 月 日

※ 支部長と支部選出世話人とが同一人の場合は、「支部長」の欄にのみ記入してください。

# 参考 1

## 社会保険倶楽部事務取扱マニュアルに基づく諸手続き一覧表

| 事 項             |                  | 提 出 資 料 等               |                                                                                                                                                                   |
|-----------------|------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| A<br>会員に関する事項   | 入 会              | 様式①の入会申込書(本部会費納入支部の選択)  |                                                                                                                                                                   |
|                 | 退 会              | 通 常 の 退 会               | 様式①の退会届書                                                                                                                                                          |
|                 |                  | 会 費 未 納 に<br>よ る 退 会    | 様式①の退会届書、ただし、会費が年度末の3月31日を超え、1年間以上滞ったとき。更に本人の退会の意思の確認を行ってください。                                                                                                    |
|                 | 所 属 支 部<br>の 変 更 | 住所の変更<br>又は、転勤等による支部の変更 | 様式②の支部変更届書                                                                                                                                                        |
| B<br>会費の額及び納入方法 |                  | ① 本部会費                  | 事業計画で定められた額（本年度は、1,500円）<br>なお、平成23年度から名誉会員に推挙される年齢が88歳に引き上げられたことに伴う経過措置は平成30年度終了。<br>支部は、なるべく速やかに本部会費を取りまとめ、本部に納入してください。会員から遅れて納入があった分についても取りまとめて年度末までに納入してください。 |
|                 |                  | ② 支部会費                  | 支部会費は、各支部で定めた額。この場合、2支部以上に所属する会員の本部会費は、本部会費を納入する支部として選択した支部（＝主たる支部）に納入することになります。                                                                                  |
|                 |                  | ③ 払 込 先                 | 銀 行 名    三井住友銀行    日比谷支店<br>口座番号    普通預金    2073230<br>口 座 名    社会保険倶楽部    事務局長    米 田   英 次<br><div style="text-align: right;">よ ね   だ    え い   じ</div>          |

|                                        |                                            |                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>C</div> <p>会員の状況報告</p>            |                                            | <p>様式③により、8月1日現在の状況を9月中旬までに本部に報告してください。</p>                                                                                                                                                                                                  |
| <div>D</div> <p>古稀の祝賀</p>              | <p>1 対象者</p>                               | <p>※ 前年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に満70歳に達した会員で、会員期間が10年以上。<br/>(本年度は、昭和29年4月1日～昭和30年3月31日生が対象)</p>                                                                                                                                                |
|                                        | <p>2 祝賀方法</p>                              | <p>※ 倶楽部世話人代表の祝詞・記念品<br/>(本部ではこれらの品を5月中旬までに各支部に送付します。)</p>                                                                                                                                                                                   |
|                                        | <p>3 伝達方法</p>                              | <p>※ 支部長より、支部総会等適宜な日を選んで伝達してください。(なお、伝達に要する費用については、23年度から、本部は負担しないことになりました。)</p>                                                                                                                                                             |
| <div>E</div> <p>名誉会員の推挙等</p>           | <p>1 対象者</p> <p>① 名誉会員</p> <p>② 長寿会員祝賀</p> | <p>※ 本年度中に満88歳を迎えた会員(昭和12年4月1日から昭和13年3月31日までに生まれた会員)で、会員期間が10年以上ある方は、世話人代表により名誉会員に推挙され規約の規定により、本年度以後の会費の納入は不要となります。</p> <p>※ 事業見直しにより長寿会員祝賀は令和元年度から廃止されています。</p>                                                                             |
| <div>F</div> <p>古稀に該当する会員についての事務処理</p> |                                            | <p>(1) 本部において、前年度の2月中旬までに各支部の会員の中で本年度に祝賀を受けることとなる見込みの会員の氏名をリストアップし、支部に送付します。</p> <p>(2) 支部は、リストの内容を点検して、該当漏れ、不該当、或いは、記載内容の誤り等については、訂正のうえ、2月末日までに本部に返送してください。</p> <p>(3) 各支部から連絡のあった該当者に伝達の日までの間に、所属支部の変更、住所の変更等があった場合は、速やかに本部まで連絡してください。</p> |

|                                                                                                                                           |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-----|------|--|-----|------|--|------|------|--|------|------|--|------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">G</div><br>会<br>員<br>の<br>慶<br>弔<br>及<br>び<br>災<br>害<br>見<br>舞 | 1 祝 賀  | <p>※ 会員の叙勲、受章又は著しい功績等について、支部において祝賀行事を行う場合は、世話人代表の祝電を贈呈します。</p> <p>この場合、事前に祝賀会員の氏名、日時、場所等を本部まで連絡してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |
|                                                                                                                                           | 2 弔 慰  | <p>※ 会員が死去されたときは、世話人代表からの生花を供え、弔意を表します。</p> <p>(平成23年度から弔電は打たないことになりました。)</p> <p>この場合、支部においては、速やかに本部あて電話連絡をするほか、様式④によりFAXを送ってください。</p> <p>本部では、様式④の報告により、会員データの整理及び会報の訃報欄への掲載を行っています。</p> <p>※ 生花は、支部において手配(一基のみ)してください。</p> <p>支部で手配済みの場合は、その旨を様式④の所定欄(有・無)の有に○を付けてください。</p> <p>※ 生花の代金については、業者が発行する、金額、振込銀行名、口座名、口座番号を記載した請求書を本部まで送ってください。なお、生花代として概ね15,000円を予算計上しています。</p> <p>また、喪主等からの連絡が遅れて葬儀に生花を供えないときは、生花代に替えて世話人代表より喪主あて供花料(10,000円)を送りますので、送付先の住所・氏名を記入してください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |
|                                                                                                                                           | 3 災害見舞 | <p>激甚災害に指定された地域内に住所を有し、「被災者生活再建制度」の対象となる災害で被災した会員へ見舞金を支給します。</p> <p>支部においては、会員の被災状況が確認された場合、速やかに電話連絡をするほか、様式⑤によりFAXを送ってください。</p> <p>本部から支部を経由して見舞金を支給します。</p> <p>(災害見舞金基準)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">家屋の被害</td> <td style="text-align: center;">全 壊</td> <td style="text-align: right;">5 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">半 壊</td> <td style="text-align: right;">3 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">一部破損</td> <td style="text-align: right;">1 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">床上浸水</td> <td style="text-align: right;">3 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">床下浸水</td> <td style="text-align: right;">1 万円</td> </tr> </table> | 家屋の被害 | 全 壊 | 5 万円 |  | 半 壊 | 3 万円 |  | 一部破損 | 1 万円 |  | 床上浸水 | 3 万円 |  | 床下浸水 |
| 家屋の被害                                                                                                                                     | 全 壊    | 5 万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |
|                                                                                                                                           | 半 壊    | 3 万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |
|                                                                                                                                           | 一部破損   | 1 万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |
|                                                                                                                                           | 床上浸水   | 3 万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |
|                                                                                                                                           | 床下浸水   | 1 万円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |       |     |      |  |     |      |  |      |      |  |      |      |  |      |

|                                 |                |                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <div>H</div> <div>会報の発行</div>   | 会報の発行          | ※ 事業計画に基づき、会員相互の親睦と情報交換を図るため、年2回（7月及び1月に）会報を発行します。                                                                                                                                 |
|                                 | 支部行事等の連絡・寄稿    | ※ 支部は、会報への掲載のため、支部行事、会員消息等を本部に積極的に寄稿してください。<br>寄稿に関する原稿（写真を含む）は、それぞれ発行月（7月及び1月）の前々月の月末までに送付してください。                                                                                 |
|                                 | 寄稿の依頼          | ※ 本部では、会員に会報等掲載のための随筆、体験記事等の寄稿を依頼することがあります。                                                                                                                                        |
| <div>I</div> <div>会員名簿の作成</div> | 1 発行の中止        | ※ 諸般の事情により発行を中止します。                                                                                                                                                                |
|                                 | 2 異動等の報告       | ※ 各支部においては、入会、退会、支部変更等会員の異動、届出内容の変更については、その都度本部に報告してください。（本部での会員データの整理のため）<br>※ この場合の報告は、入会、退会、支部変更については会員からの届書の写しを送付することとし、その他の変更については、適宜な方法によって報告してください。                         |
|                                 | 3 本部での会員データの整理 | ※ 本部においても直近の会員データを把握しておくこととします。                                                                                                                                                    |
| <div>J</div> <div>支部長等の交替</div> | 交替の報告          | 支部長及び支部選出世話人の交替があったときは、別紙様式⑥により報告してください。                                                                                                                                           |
| <div>K</div> <div>その他</div>     | 本部への事務連絡       | 各支部から本部への事務連絡には、Eメール<br>( <small>エーイーエル</small><br>アドレス：aa195950@nyc.odn.ne.jp)を活用してください。本部からも必要に応じて各支部への連絡をEメールで行うこととします。<br><br>Eメールによる事務連絡ができる支部は、 <u>支部のアドレスを本部まで報告してください。</u> |

## 参 考 2

### 届出様式①及び②の使用例について

#### 入会申込書 = 様式①

1. 現在、会員ではない人が新たに「入会」する場合
2. 会員が転勤以外の理由〈住所の変更〉により、さらにもう一つ、別の支部にも「入会」する場合（本部会費納入支部を選択）
3. 二支部以上の支部に加入している会員が、転勤以外の理由〈 〃 〉により、さらにもう一つ(又は、二つ)、別の支部にも「入会」する場合（本部会費納入支部を選択）

#### 退会届書 = 様式①

1. 会員が、転勤以外〈住所の変更及び会費未納〉の理由により、加入している支部を「退会」する場合
2. 二支部以上の支部に加入している会員が、転勤以外の理由〈 〃 〉により、一つ(又は、二つ)の支部を「退会」する場合（本部会費納入支部を選択）

#### 支部変更届 = 様式②

1. 会員が、住所の変更、又は、人事異動による転勤等により支部を変更する場合（変更後も継続して倶楽部に加入する旨の本人の意思が前提）
2. 二支部以上の支部に加入している会員が、住所の変更、又は、人事異動による転勤等により支部を変更する場合（ 〃 ）
3. 本部会費を納入する支部を変更する場合

注) 二支部以上の支部に加入する(している)会員が、様式①及び様式②の届け出をする場合は、いずれか一つの支部あてに届け出することとし、届け出がされなかった支部には、本部から「写し」を FAX することとします。

FAX を受理した支部では、会員データについて「加入」、「退会」及び「住所変更」等必要な処理を行ってください。